



金 沢 市 公 報

第 2 8 5 0 号

平成27年(2015年)11月24日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ
● 告 示		○ 都市計画の変更について (")	9
○ 物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (監 理 課)	1	● 公 告	
○ 役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (")	3	○ 金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	9
○ 介護保険法の規定による事業者の指定について (介護保険課)	7	○ 予防接種を行う医師について (健康政策課)	10
○ 介護保険法の規定による事業の廃止について (3件) (")	8	○ 土地区画整理組合の理事の退任について (市街地再生課)	10
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	8	● 選挙管理委員会告示	
○ 児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課)	9	○ 平成27年12月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (選挙管理委員会)	11
○ 都市計画の決定について (都市計画課)	9	○ 平成27年12月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (")	11
		● 監査公表	
		○ 監査公表 (第16号-第18号) (監査事務局)	11
		● 消防局公告	
		○ 消防車のサイレンの使用について (警 防 課)	15

告 示

●金沢市告示第344号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する物品の購入又は売払い等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項(同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)並びに金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成28年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成25年告示第292号(物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)は、廃止します。

平成27年11月24日

金沢市長 山 野 之 義

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(3)までの全てに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者
- (2) 第4に規定する資格審査申請書の提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税(所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。)を完納している者

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。

- (1) 本店の所在地
- (2) 本市内に本店を有する者にあつては、客観的事項及び主観的事項

2 客観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 営業年数
- (2) 年間平均販売高
- (3) 自己資本額
- (4) 自己資本比率
- (5) 流動比率
- (6) 従業員数

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 指名停止状況
- (2) ISO及びエコアクション21の取得状況
- (3) 金沢市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第13条に規定する基準適合一般事業主認定状況
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況
- (6) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

第4 入札参加資格の審査の申請

1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、平成28年1月7日から同月26日までに資格審査申請書を市長に提出してください。

2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。

3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。

- (1) 客観的事項 平成27年10月1日の直前の営業年度の終了の日
- (2) 主観的事項 平成27年12月31日

4 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

書類番号	添付書類	摘 要	
1	営業品目調書		
2	物品納入実績調書		
3	国税に係る納税証明書	法人	法人税、消費税及び地方消費税
		個人	所得税、消費税及び地方消費税
4	商業登記簿謄本	法人に限る。	
5	身分証明書	個人に限る。	

6	財務諸表	法人	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 (本市内に本店を有する者に限る。)
		個人	所得税確定申告時の貸借対照表及び損益計算書又は収支内訳書 (本市内に本店を有する者に限る。)
7	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書		
8	本店に関する誓約書	本市内に本店を有する者に限る。	
9	役員の兼務及び資本関係調書		
10	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。	
11	委任状	競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。	
12	金沢市入札参加申請登録票		

※ 本市外に本店を有する個人にあつては、所得税確定申告書の写し等の本店の所在地が分かるものを提出してください。

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の平成25年告示第292号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第345号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する役務等(コンサルタント業務、建物管理業務、樹木等管理業務、賃貸借業務及びその他委託業務をいう。)の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の申請の時期、方法等について、同令第167条の5第2項(同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)並びに金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成28年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成25年告示第293号(役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)は、廃止します。

平成27年11月24日

金沢市長 山 野 之 義

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(4)までの全てに該当する者としてします。

- (1) 次の表の左欄に掲げる業務の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者(右欄に記載のないものについては、それぞれ同表の左欄に掲げる業務を行うことができる者を右欄に定める者としてします。)

業 務 の 種 類		者	
(1) コンサルタント業務	ア 測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者	
	イ 建築（設備）コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者	
	ウ 土木コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
	エ 地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
	オ 補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
(2) 建物管理業務	ア 清掃等業務	清掃業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定による当該事業に係る登録を受けている者
		空気環境測定業務	
		貯水槽清掃業務	
		ねずみ等防除業務	
	イ 浄化槽清掃等業務	浄化槽清掃業務	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による金沢市長の浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による金沢市長の浄化槽汚泥の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理業の許可を受けている者
		浄化槽保守点検業務	金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第2条第1項の規定による金沢市長の浄化槽保守点検業者の登録を受けている者
	ウ 警備業務	機械警備業務	警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受け、かつ、同法第40条の規定により石川県公安委員会に機械警備業の届出書を提出した者
		その他警備業務	警備業法第4条の規定による警備業の認定を受けている者。ただし、同法第9条の規定による届出を必要とする者にあつては、石川県公安委員会に届出書を提出した者
	エ 設備運転監視業務		
	オ 設備保守点検業務	消防設備保守点検業務	消防法（昭和23年法律第186号）第17条の7の規定による消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者又は消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防設備点検資格者を有する者
電気設備保守点検業務（高圧）		電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2及び平成15年経済産業省告示第249号の要件に該当する者	
電気設備保守点検業務（低圧）			
空調設備保守点検業務			
ボイラー設備保守点検業務		ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第35条の規定によるボイラー整備士又はボイラー整備士を有する者	

		エレベーター設備保守点検業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による一級建築士若しくは同条第3項の規定による二級建築士若しくは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の20第2項の規定による昇降機検査資格者又は一級建築士、二級建築士若しくは昇降機検査資格者を有する者
		自動ドア設備保守点検業務	
	カ	その他建物管理業務	業務の種類に応じて市長が別に定める者
(3)	樹木等管理業務		
(4)	賃貸借業務		
(5)	ア	情報システム開発業務	
	イ	労働者派遣業務	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定による労働者派遣事業の許可を受けている者及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）附則第6条第1項の規定により労働者派遣事業を行うことができるものとされた同法による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第16条第1項の規定による特定労働者派遣事業の届出を提出した者
	ウ	ホームページ作成業務	
	エ	データ入力業務	
	オ	会場設営業務	
	カ	印刷業務	
	キ	マイクロフィルム撮影業務	
	ク	各種コンサルタント業務	地域計画等コンサルタント業務を行う者
	ケ	その他業務	業務の種類に応じて市長が別に定める者

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者
- (3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第3 入札参加資格の審査事項

- 1 入札参加資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。
 - (1) 本店の所在地
 - (2) 本市内に本店を有する者にあつては、客観的事項及び主観的事項
 - (3) 本市外に本店を有する者にあつては、客観的事項

2 客観的事項は、次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 第2の(1)の表の(1)に規定する者 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年建設省厚第50号）に規定する事項
- (2) 第2の(1)の表の(2)、(4)及び(5)に規定する者 次に掲げる審査項目
 - ア 営業年数
 - イ 完成業務高
 - ウ 自己資本額
 - エ 自己資本比率
 - オ 流動比率
 - カ 従業員数
- (3) 第2の(1)の表の(3)に規定する者 次に掲げる審査項目
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値
 - イ 樹木等管理業務に係る完成業務高

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 業務成績評点
- (2) 指名停止状況
- (3) 優良業務の表彰実績
- (4) ISO及びエコアクション21の取得状況
- (5) 金沢市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
- (6) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第13条に規定する基準適合一般事業主の認定状況
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況
- (8) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

第4 入札参加資格の審査の申請

- 1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、平成28年1月7日から同月26日までに資格審査申請書を市長に提出してください。
- 2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。
- 3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。
 - (1) 客観的事項 平成27年10月1日の直前の営業年度の終了の日
 - (2) 主観的事項 平成27年12月31日
- 4 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。
 - (1) 第2の(1)の表に規定する者（共通）

書類番号	添付書類	摘 要	
1	使用印鑑届・委任状	委任状は、競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。	
2	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書		
3	国税に係る納税証明書	法人	法人税、消費税及び地方消費税
		個人	所得税、消費税及び地方消費税
4	本店に関する誓約書	本市内に本店を有する者に限る。	
5	営業所一覧表	本市内に本店のみを有する者にあつては、提出を省略することができる。	
6	商業登記簿謄本	法人に限る。	
7	営業経歴書、身分証明書	個人に限る。	

8	財務諸表	法人	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
		個人	所得税確定申告時の貸借対照表及び損益計算書又は収支内訳書
9	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。	
10	業務実績調書		
11	総括表		
12	主観的事項に関する調査票	本市内に本店を有する者に限る。	
13	役員の兼務及び資本関係調書		
14	金沢市入札参加申請登録票		

(2) 第2の(1)の表の(1)に規定する者

- ア 技術職員名簿等
- イ 希望業務調査票

(3) 第2の(1)の表の(2)に規定する者

- ア 技術職員名簿等

(4) 第2の(1)の表の(3)に規定する者

- ア 総合評定値通知書（国土交通大臣又は都道府県知事に対して総合評定値の通知の申請を行っていない者にあつては、提出は不要とします。）

(5) 第2の(1)の表の(4)及び(5)に規定する者

- ア 取扱調査票

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 第2の(1)の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の平成25年告示第293号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第346号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成27年11月24日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770105623	うちくるサポート金沢	金沢市福久1丁目106番地	株式会社うちくる	平成27年11月1日	訪問介護 介護予防訪問介護

●金沢市告示第347号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示します。

平成27年11月24日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770102257	訪問介護センター敬老苑	金沢市福久1丁目106番地	有限会社敬老苑	平成27年6月21日	訪問介護
1770105342	デイサービスセンター敬老苑	金沢市福久1丁目107番地2	有限会社敬老苑	平成27年6月21日	通所介護

●金沢市告示第348号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示します。

平成27年11月24日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770102562	有限会社かわつか	金沢市武蔵町16番42号	有限会社かわつか	平成27年11月15日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

●金沢市告示第349号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示します。

平成27年11月24日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770102257	居宅介護支援センター敬老苑	金沢市福久1丁目106番地	有限会社敬老苑	平成27年6月21日	居宅介護支援

●金沢市告示第350号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成27年11月24日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定年月日
1710103993	Vivaスタジオ	金沢市高尾町ル13番地	株式会社エポック	金沢市野町1丁目3番15号	就労継続支援B型	特定無し	平成27年11月1日

●金沢市告示第351号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成27年11月24日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
ファーマみらい赤土町薬局	金沢市赤土町二150番地1	平成27年11月1日

●金沢市告示第352号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年11月24日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市福久町ホの一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	福久町地区 地区計画

●金沢市告示第353号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年11月24日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 用途地域	金沢市直江町の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	副都心北部 直江地区
金沢都市計画 用途地域	金沢市福久町ホの一部		福久地区
金沢都市計画 特別用途地区 (大規模集客施設制限地区)	金沢市福久町ホの一部		福久地区

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成27年11月24日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間
平成27年11月24日から同年12月24日まで
 - (2) 場所
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課
- 2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間
 - (1) 申出先
金沢市農林局農業振興課
 - (2) 申出方法
書面により持参又は郵送
 - (3) 申出期間
平成27年12月25日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）
- 3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間
 - (1) 提出先
金沢市農林局農業振興課
 - (2) 提出方法
持参又は郵送
 - (3) 提出期間
平成27年11月24日から同年12月24日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種について、当該予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により、次のとおり公告します。

平成27年11月24日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
小泉 晶一 飯沼 由嗣	金沢こども医療福祉センター	金沢市吉原町口6番地2
華山 真理	南ヶ丘病院	金沢市馬替2丁目125番地
丸山 裕之	恵寿金沢病院	金沢市下新町6番26号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の退任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成27年11月24日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市太陽ヶ丘土地区画整理組合
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
川尾 邦明	金沢市太陽が丘2丁目117番地	平成27年10月31日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第93号

平成27年12月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年11月24日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成27年12月3日から同月7日までの間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第94号

平成27年12月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年11月24日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成27年12月3日から同月7日までの間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成27年11月24日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	田	中	展	郎
金沢市監査委員	松	井	純	一

第1 監査の概要

1 監査対象の団体名、所在地及び所管局課

団 体 名	所 在 地	所 管 局 課
公益財団法人 金沢市水道サービス公社	金沢市問屋町2丁目3番地	企業局 経営企画部 企業総務課
公益財団法人 金沢市福祉サービス公社	金沢市芳斉2丁目3番28号	福祉局 長寿福祉課

2 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、田中展郎、松井純一

3 監査の範囲

平成26年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた平成27年度及び平成25年度以前の事務を含む。）

4 監査の期間

平成27年7月21日から同年11月11日まで

5 監査の方法

監査は、出資団体の事業の運営が出資目的に添って行われているか、補助金等を受けている団体の当該補助金等に係る収支の会計経理が適正か、公の施設の管理に係る事務が適正かを主眼として実施した。

監査に当たっては、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、抽出により事業の実施状況、経営成績、財政状態及び経理状況について調査を行うとともに、関係帳票の照合及び通査並びに関係職員から説明の聴取を実施した。

主な監査帳票

公益財団法人 金沢市水道サービス公社	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類
公益財団法人 金沢市福祉サービス公社	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為何書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、公の施設の管理に関する協定書

6 団体の概要

(1) 公益財団法人 金沢市水道サービス公社

ア 設立及び目的

水道事業の一翼を担い、市民と直接接する分野を中心に事業を展開することを通して、市民と水道事業者のパイプ役を果たすとともに、多様化する市民ニーズに適切な対応をすることにより、水道行政を支援補完し、公共の福祉の増進に寄与することを目的に平成4年3月に設立され、平成25年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

出資状況

基本財産10,000千円の全額（出資割合100%）

(2) 公益財団法人 金沢市福祉サービス公社

ア 設立及び目的

高齢者、心身障害者等に対して福祉サービスを提供し、併せて福祉活動の推進及び関係機関との相互連携による地域福祉の進展を図り、もって高齢者、心身障害者等の基本的人権を擁護しつつ、ノーマライゼーションの具現化に寄与することを目的に平成2年2月に設立され、平成25年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産20,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（平成26年度）

金沢市福祉サービス公社運営費補助 4,318千円

(ウ) 指定管理の状況（平成26年度）

指定管理委託料 156,054千円

施 設 名
金沢市老人福祉センター（万寿苑、※松寿荘、鶴寿園）、卯辰山公園健康交流センター千寿閣、金沢市福祉作業センター十一屋ことぶき作業場

※印は実査を行った施設である。

第2 監査の結果

1 公益財団法人 金沢市水道サービス公社

出資団体の事業の運営は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

2 公益財団法人 金沢市福祉サービス公社

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理及び公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、団体理事長及び所管課長にその旨指示したので、記述を省略した。

●金沢市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年11月24日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	田	中	展	郎
金沢市監査委員	松	井	純	一

1 財務事務監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年10月23日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局介護保険課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年3月12日（平成19年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
収入に関する事務について 納期限後に納付された介護保険料の収入金について、延滞金の調定がなされていないので、適正を期す必要がある。	指摘のあった延滞金については、介護保険システムを改修し、平成27年度から調定及び徴収を行っている。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年10月23日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局介護保険課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年6月11日（平成21年監査公表第10号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
延滞金徴収事務 国民健康保険料などに係る延滞金について、減免手続きを経ずに徴収していないものが見受けられるので、適正を期す必要がある。	指摘のあった介護保険料に係る延滞金については、介護保険システムを改修し、平成27年度から調定及び徴収を行っている。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年10月23日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局介護保険課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年3月21日（平成24年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
延滞金徴収事務 生活保護費返還金、介護保険料、老人保護措置費等負担金及び保育料に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、徴収体制を強化する必要がある。	指摘のあった介護保険料に係る延滞金については、介護保険システムを改修し、平成27年度から調定及び徴収を行うことで、負担の公平性を確保している。

●金沢市監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年11月24日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	田	中	展	郎
金沢市監査委員	松	井	純	一

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年10月29日
- (2) 措置を講じた部局等 消防局消防総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年4月11日（平成24年監査公表第6号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・人員面における検討 指摘事項</p> <p>消防団の定員充足率が他自治体と比べ低いことから、積極的に消防団員への加入を促し、充足率を向上させる必要がある。</p>	<p>平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されたことに伴い、消防団の充実強化について、年額報酬制度の導入による消防団員の処遇改善や活動服のデザイン変更による消防団の魅力向上など、消防団員の加入促進に向けた積極的な取組を行い、充足率の向上を図った。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年11月9日
- (2) 措置を講じた部局等 保健局医療保険課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成27年4月13日（平成27年監査公表第7号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・特定保健指導事業 意見</p> <p>特定保健指導の利用率については、平成29年度の目標がかなり高い水準にあることや、平成25年度の利用率が減少しており、目標達成は難しいと考えられるため、目標達成に向けた効果的な取り組みが必要である。</p>	<p>特定保健指導の強化を図るため、平成26年度において、各福祉センターに保健師を1名ずつ配置し、きめ細やかな実施体制を構築した。その結果、当該年度における利用率は大幅に上昇し、平成29年度の目標達成に向けた年次目標を上回った。引き続き検診結果相談会の開催や訪問による指導を強化することで、質の高い保健指導の徹底を図る。</p>
<p>・脳ドック受診助成事業 意見</p> <p>脳ドック受診の検査結果報告書については、有効活用されていないことから、報告内容の見直しやその提出を取りやめるなど、その取り扱いについて検討する必要がある。</p>	<p>毎月提出される脳ドック受診結果報告書により、受診者の検査結果の把握が可能であることから、年度末に提出を求めている検査結果報告書については、平成27年度契約から当該事項に係る条項を削除し、提出を求めないこととした。</p>

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成27年11月24日

金沢市消防長 小 谷 正 利

場 所 金沢市中央消防署管轄区域内

(大桑3丁目地内 大桑かやのした公園東側道路から大桑防災拠点広場内まで)

日 時 平成27年11月27日(金) 午後2時から午後3時まで

平成27年(2015年)11月24日 印刷
平成27年(2015年)11月24日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄